

医療保険財政の現状について

平成23年10月12日
厚生労働省保険局

医療保険財政の状況について

協会けんぽ

- リーマンショックによる被保険者の報酬の下落等により、平成21年度に4,893億円の単年度収支赤字が発生（これまでの積立金を取り崩してもなお約3,179億円の累積赤字）。
保険料を引き上げるとともに（8.2%→9.34%（22年度）→9.5%（23年度））、22年度から3年間、以下の財政再建の特例措置を実施。
 - ①国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）
 - ②後期高齢者支援金（1／3）への総報酬割の導入
 - ③単年度収支均衡原則の緩和（平成21年度末の累積債務を3年間で解消）

組合健保

- 平成22年度は、4,154億円の赤字見込み。21年度の5,234億円に次ぐ大幅な赤字。全1,458の約8割の1,115組合が赤字。平均保険料率は、7.45%（21年度）から7.67%（22年度）へ引上げ。

市町村国保

- 無所得者・失業者・非正規労働者等の低所得者や、高齢者が多く加入するといった構造的な問題を抱え、市町村の一般会計からの多額の法定外繰入れを要するなど、保険財政は恒常的に厳しい状況。（平成21年度決算）
 - ・ 法定外一般会計繰入（決算補填分）3,144億円（決算補填分以外を含む場合3,601億円）
 - ・ 前年度繰上充用 1,833億円

後期高齢者医療

- 2年を一期とする財政運営を行っている。平成20・21年度の財政運営期間における合計収支差（約1,900億円）は、保険料上昇抑制のために、財政安定化基金とあわせその大部分を活用し、平均保険料の伸びを0にまで抑制したが、22・23年度の財政運営期間ではこれほどの剰余は生じない見込み。その結果、24・25年度の保険料は、実質4年分の伸びを反映して一定程度上昇する見込み。

協会けんぽ(旧政管けんぽ)の収支状況

(億円)

科 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入	保険料収入	62,677	62,013	59,555	67,343
	国庫補助	8,201	9,093	9,678	10,543
	その他	174	251	501	286
	合 計	71,052	71,357	69,735	78,172
支出	保険給付費	42,683	43,375	44,513	46,099
	前期高齢者納付金	-	9,449	10,961	12,100
	後期高齢者支援金	-	13,131	15,057	14,214
	老人保健拠出金	17,712	1,960	1	1
	退職者給付拠出金	11,028	4,467	2,742	1,968
	病床転換支援金	-	9	12	0
	その他	1,020	1,257	1,342	1,249
合 計	72,442	73,647	74,628	75,632	
単年度収支差		▲1,390	▲2,290	▲4,893	2,540

(出所)平成23年9月28日 第32回全国健康保険協会運営委員会参考資料2「政府管掌健康保険及び全国健康保険協会管掌健康保険の単年度収支決算(医療分)の推移」

(注)介護保険分は含まない。

組合健保の収支状況

(億円)

科 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入	保 険 料	60,498	61,916	59,667	61,397
	国 庫 負 担 金	48	49	39	40
	調整保険料	1,058	1,073	1,015	1,004
	繰越金・繰入金	3,214	5,857	6,794	6,278
	国庫補助金	36	178	226	396
	財政調整事業交付金	1,026	1,140	1,365	1,253
	そ の 他	1,484	1,677	1,998	1,411
	合 計	67,364	71,891	71,104	71,779
	経常収入計(注2)	62,003	63,658	61,718	62,854
支出	保 険 給 付 費	32,840	33,838	34,385	35,364
	老人保健拠出金	11,778	1,540	558	122
	前期高齢者納付金	-	9,893	11,094	11,190
	後期高齢者支援金	-	11,202	12,675	13,014
	退職者給付拠出金	11,441	4,825	2,851	2,093
	保健事業費	3,144	3,295	3,299	3,166
	財政調整事業拠出金	1,051	1,067	1,007	996
	そ の 他	2,471	2,453	2,251	2,229
	合 計	62,725	68,113	68,120	68,174
経常支出計(注3)	61,403	66,847	66,952	67,008	
総 収 支 差		4,639	3,778	2,984	3,605
経 常 収 支 差		600	▲3,189	▲5,234	▲4,154

(出所)「組合決算概況報告」、「平成22年度健保組合決算見込の概要」(健康保険連合会)

(注1) 介護保険分は含まない。

(注2) 経常収入は、「調整保険料収入、繰越金、繰入金(退職積立金繰入を除く)、組合債、寄付金、国庫補助金収入(拠出金負担助成金を除く)、財政調整事業交付金、不用財産等売払代、介護勘定受入」を除く収入。

(注3) 経常支出は、「調整保険料還付金、営繕費、財政調整事業拠出金、財政運営安定資金、介護勘定繰入」を除く支出。

市町村国保の収支状況

(億円)

科 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度 【東京都の財政調整交付金含む】
単年度収入(経常収入)	保険料(税)	37,726	30,621	30,495	30,495
	国庫支出金	33,240	30,943	32,280	32,280
	療養給付費交付金	26,584	8,810	5,859	5,859
	前期高齢者交付金	-	24,365	26,690	26,690
	都道府県支出金	8,745	7,985	8,269	8,269
	一般会計繰入金(法定分)	4,422	3,995	4,046	4,046
	一般会計繰入金(法定外)	3,804	3,671	3,601	3,601
	共同事業交付金	12,890	13,858	14,247	14,247
	直診勘定繰入金	6	2	1	1
	その他	380	339	507	507
合 計	127,797	124,589	125,993	125,993	
単年度支出(経常支出)	総務費	2,269	2,002	1,939	1,939
	保険給付費	83,253	83,382	85,550	85,550
	後期高齢者支援金	-	14,256	15,776	15,776
	前期高齢者納付金	-	19	45	45
	老人保健拠出金	22,404	3,331	778	778
	介護納付金	6,795	6,114	5,900	5,900
	保健事業費	406	840	897	897
	共同事業拠出金	12,874	13,843	14,231	14,231
	直診勘定繰出金	35	42	50	50
	その他	1,050	667	760	760
合 計	129,087	124,496	125,927	125,927	
単年度収支差引額(経常収支)		▲1,290	93	66	66
国庫支出金精算額		226	109	▲162	▲162
精算後単年度収支差引額 (A)		▲1,064	202	▲96	▲96
決算補てん等のための一般会計繰入金 (B)		2,556	2,585	2,532	3,144
実質的な単年度収支差 (A)-(B)		▲3,620	▲2,383	▲2,628	▲3,240

(出所) 国民健康保険事業年報(保険局調査課)、国民健康保険事業実施状況報告書(保険局国民健康保険課)

(注1) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金は、当年度概算額と前々年度精算額を加えたもの。

(注2) 「決算補てん等のための一般会計繰入金」とは、収入の「一般会計繰入金(法定外)」のうち決算補てん等を目的とした額。

(注3) 翌年度に精算される国庫負担等の額を調整。

(注4) 【東京都の財政調整交付金含む】は、一般会計繰入金(法定外)の特別区財政調整分を決算補てん等の項目別に算出した場合の表。

後期高齢者医療広域連合の収支状況

(億円)

科 目		平成20年度	平成21年度
単年度収入(経常収入)	保 険 料	8,213	8,565
	国 庫 支 出 金	31,547	36,221
	都道府県支出金	9,050	10,314
	市町村負担金	8,366	9,293
	後期高齢者交付金	41,296	47,189
	特別高額医療費共同事業交付金	7	16
	そ の 他	38	94
	合 計	98,517	111,691
単年度支出(経常支出)	総 務 費	267	273
	保 険 給 付 費	95,008	110,403
	財政安定化基金拠出金	89	89
	特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金	8	16
	保 健 事 業 費	133	158
	そ の 他	5	37
	合 計	95,510	110,974
単年度収支差(A)		3,007	717

前年度精算額(B)	—	1,599
当年度精算額(C)	▲1,599	▲1,810
実質的な単年度収支差(A) + (B) + (C)	1,408	505

(出所)後期高齢者医療事業年報(厚生労働省保険局)

(注1) 数値は、後期高齢者医療広域連合の特別会計に係るものである。

(注2) 前年度精算額は、当該年度に精算された国、都道府県及び市町村負担の額及び後期高齢者交付金の額である。

(注3) 当年度精算額は、翌年度に精算予定の国、都道府県及び市町村負担の額及び後期高齢者交付金の額である。